

福島空港供用規程

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、福島空港供用規程を次のとおり定める。

第1章 福島空港が提供するサービスの内容

（運用時間等）

第1条 福島空港の運用時間 8：00～21：00（13時間）

ただし、運用時間の変更については、福島空港条例（平成4年福島県条例第101号）の定めるところによる。

2 空港駐車場の運用時間 5：30～21：30

3 空港ターミナルビルの営業時間 6：30～21：00

※2、3については最終便の到着時刻により延長する場合あり

4 貨物取扱施設の営業時間 6：30～21：00

5 給油施設の営業時間 6：45～18：30

（福島空港の概要）

第2条 滑走路の本数（長さ×幅） 1本（2,500m×60m）

2 単車輪荷重 43t

3 エプロン 6バース（大型ジェット機用：2、中型ジェット機用：2、
小型ジェット機用：2）

4 計器着陸用施設（ILS）の有無と運用カテゴリー
カテゴリーI（精密進入灯火）

（福島空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第3条 次に掲げる福島空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(1) 総合案内所、観光情報、その他の福島空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

(2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の福島空港に関する情報

(3) 前2号に掲げるもののほか、福島空港が提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、福島空港条例（平成4年福島県条例第101号）の定めるところによる。また、次に掲げる事項についても遵守すべき事項とする。

2 正当な理由がなく、刃物、棒その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を空港内（空港南側展望台、仮設駐車場など駐車場区域を含む）及び福島空港公

園「空のふれあいエリア」に持ち込んではならない。

3 小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）については、空港事務所長の承認を受けないで、前項の区域において、飛行させてはならない。

4 小型無人機について、空港事務所長が行う飛行の中止要請等に応じない場合は、警察機関等に対して排除措置を要請する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。